

# 「東松島市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

令和8年6月改定

## 1. 概要

- (1) 今般、新型コロナウイルス感染症を始めとした実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次なる感染症危機に対して、より万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、**令和6年(2024年)7月**に「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**(以下、「**政府行動計画**」という。)」が改定され、宮城県でも、政府行動計画改定の趣旨を踏まえ、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**(以下、「**措置法**」という。)第7条に基づき、**令和7年(2025年)**「**宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画**(以下、「**県行動計画**」)」の改定が行われた。
- (2) 本市においても、政府行動計画改定の趣旨と県行動計画を踏まえ、措置法第7条に基づき、「**東松島市新型インフルエンザ等対策行動計画**(以下、「**市行動計画**」という。)」の改定を行い、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

## 2. 改正の主なポイント

### 【改正の方針】

- (1) 「政府行動計画」の趣旨及び内容と「県行動計画」を踏まえ、「市行動計画」についても抜本的に改定
- (2) 対策項目については、市が実施した新型コロナ対応の経験を踏まえた対策も反映

### 【改正のポイント】

- (1) **平時の準備の充実**
  - ・平時からの定期的な訓練
  - ・国や県等との連携体制等の構築
- (2) **対策項目の拡充と横断的視点の設定**
  - ・対策項目を7項目に拡充(改正前の対策項目は6項目)
  - ・各対応の段階を準備期、初動期、対応期の3期に分類(改正前の段階は6期)
  - ・新たに3つの横断的視点(人材育成・国と県との連携・DX推進)を設定
- (3) **幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え**
  - ・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭
  - ・新型コロナの経験を踏まえ、中長期的に複数の波が来ることを想定
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを配慮した柔軟かつ機動的な対策切り替え
- (4) **DXの推進**
  - ・デジタル技術を活用した国及び県、関係機関の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
- (5) **実効性確保のための取組**
  - ・県が行うフォローアップへの対応
  - ・「政府行動計画」と「県行動計画」の見直し(概ね6年毎)に合せた市行動計画の見直し

## 3. 改正の内容

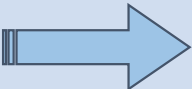

### 【改正後の「市行動計画」の構成】

- 第1部 はじめに**
    - 第1章 策定の経緯
  - 第2部 対策の基本方針**
    - 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略
    - 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
    - 第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
    - 第4章 市行動計画の主な対策項目(主要7項目)
    - 第5章 関係機関の役割
  - 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組**

第1章 実施体制	第5章 保健
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第6章 物資
第3章 まん延防止	第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保
第4章 ワクチン	
- 【**新型コロナ対応の経験を踏まえた改定ポイント**】
- 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**
    - ・平時から県と連携し、発生状況に応じた科学的根拠等に基づいた正確な情報提供を行い、適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うことで、市民等の不安を解消
  - 第4章 ワクチン**
    - ・医療機関の他、市民センターなど公的な施設等を使用することを前提とした接種体制の構築
  - 第5章 保健、第6章 物資など**
    - ・県が実施する研修等へ参加し人材育成
    - ・DXの推進による事務処理等の業務効率化
    - ・感染症対策物資等の備蓄や管理
    - ・国からの要請に基づく生活者支援等への県と連携し協力

# 「市行動計画」における7対策項目別取組内容

令和8年6月改定

対策項目	準備期	初動期	対応期
<b>1. 実施体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施</li> <li>• 市行動計画等の作成や体制整備、強化の実施</li> <li>• 国、県等と平時から情報共有や連携体制を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国や県が対策本部を設置した場合、必要に応じて市対策本部を設置を検討</li> <li>• 感染対策及び対応等に向け、必要な人員体制の全庁的な対応</li> <li>• 国からの財政支援の活用等、迅速な対策の実施に必要な予算確保について地方債の発行を含め検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の緊急事態宣言に伴う市対策本部設置と総合調整</li> <li>• 感染対策及び対応等の措置の実施と継続</li> <li>• 国や県、他市町村との職員の派遣及び応援対応</li> </ul>
<b>2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発生前後における市民等への情報提供や共有、偏見や差別、偽や誤情報に関する啓発</li> <li>• 県と市の間における感染状況等の情報提供や共有</li> <li>• 国から要請を受けた際は、市民向けのコールセンター等の相談体制設置にむけ準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国や県の運用等に併せ市民等に対し個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供や共有</li> <li>• 市民等に対する速やかな情報提供及び共有体制を構築</li> <li>• 国から要請を受けた際は、市民向けのコールセンター等の相談体制を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な情報媒体を活用し、市民等が必要な情報を理解しやすい内容や方法で情報提供や共有</li> <li>• 状況に応じ可能な限り科学的知見等で正確な知識と理解に基づいた情報を、市民等へわかりやすく説明を実施</li> </ul>
<b>3. まん延防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及</li> <li>• 市内にある公立の学校や保育施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国や県からの要請に基づき、国内や県内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備</li> <li>• 市内にある公立の学校や保育施設等における感染対策について、ガイドラインや対策マニュアル等に応じて対策を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国や県からの要請に基づき、初動期にて準備した業務継続計画に基づく対応を実施</li> <li>• 感染状況、病原体の性状等、必要に応じて、市内にある公立の学校及び保育施設等へ感染対策の情報提供や共有</li> <li>• 緊急事態宣言がなされた場合、市行動計画に基づいた緊急事態措置に関する総合調整を実施</li> </ul>
<b>4. ワクチン</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防接種に必要な資材の確保方法等を確認して接種する場合にむけた準備を実施</li> <li>• 桃生郡医師会等と連携し接種体制の構築に必要な訓練の実施</li> <li>• 国が整備するシステム基盤と連携する等、予防接種事務のDX化を国や県と連携し環境整備への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期から計画した接種体制等を活用し速やかな予防接種に繋げる</li> <li>• 接種会場や接種に携わる医療従事者等の人員確保等、接種体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が確保したワクチンの供給を受け、構築した接種体制に基づき迅速に実施</li> <li>• 感染状況を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設等を検討し接種体制を拡充</li> <li>• 健康被害発生時の迅速な救済に努める</li> </ul>
<b>5. 保健</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症の発生や市内における医療提供状況等の情報収集体制を平時から県と連携し構築</li> <li>• 県が実施する研修等に参加し人材を育成</li> </ul>	 <p>(準備期の取組を継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 役割分担や連携体制に基づき対応</li> <li>• 感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応と見直し</li> <li>• 県が実施する健康観察及び生活支援に協力</li> </ul>
<b>6. 物資</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症対策物資等の備蓄を推進し有事に必要な感染症対策物資等を確保</li> <li>• 感染症対策物資等を定期的に備蓄状況等を確認</li> </ul>	 <p>(準備期の取組を継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県と連携して必要な感染症対策物資等の確保と備蓄状況について随時確認を実施</li> <li>• 物資及び資材が不足した場合、県と連携して物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力</li> </ul>
<b>7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内事業者や市民等に対し、適切な情報提供及び共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨</li> <li>• 生活支援等の対応を国から要請された場合、市の関係課が県と連携し必要に応じて国に協力</li> <li>• 市内における火葬の適切な実施ができるよう調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛け</li> <li>• 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び市内事業者への呼び掛け</li> <li>• 県を通じて、国から（火葬の）要請を受けた際に、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まん延の防止措置等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（高齢者のフレイル予防等）を講ずる</li> <li>• 生活関連物資等について市内の関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請</li> <li>• 県を通じて、国から（火葬の）要請を受けた際に、一時的に遺体を安置できる施設等の確保</li> </ul>